

(仮称) ミズベラボ・くわな設置要綱 (案)

(設置及び目的)

第1条 桑名市内にある住吉地区及び七里の渡し周辺（以下「同地区」という。）には、文化的・歴史的資源が多く存在するだけでなく、開放的な水辺の景観を楽しむことができるなど魅力的な資源が豊富にある。これらの資源を最大限に活用し、公民連携による持続可能な賑わいを実現するため、「(仮称) ミズベラボ・くわな」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、同地区の「都市・地域再生等利用区域の指定」区間（以下「利用区域」という。）の適正かつ公平な利用を推進し、にぎわいを創出することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 利用区域の利用内容について審査、検討、及び調整に関すること。
- (2) 利用区域を活用しようとする事業者等の審査に関すること。
- (3) その他、利用区域の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため、必要な処理に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会の委員は、次の者をもってあてる。

- (1) 桑名商工会議所の代表者
- (2) 商店街組合等の代表者
- (3) 地域まちづくり組織の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) 桑名市観光協会の代表者
- (6) 桑名市副市長
- (7) 前号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、異動があった場合は、後任者がその職務を引き継ぐものとする。

3 協議会の目的及び役割を果たすため、委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し決定する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 協議会に顧問として以下の者を置く。

- (1) 桑名市長
- (2) 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長

2 顧問は、委員会に出席し、求めに応じ発言することができる。

(会議の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の意見を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認める場合

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、桑名市観光課において行う。

(助言及び協力)

第9条 協議会が意見を求めた場合は、河川、公園又はその他施設を管理する木曾川下流河川事務所及び市の関係各課は、協議会に助言及び協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の承認を得て定める。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。